

幡多広域市町村圏事務組合
組合長 山下 元一郎



公 告

下記の者に係る書類は、摘要欄記載の理由により送達不能につき、下記のとおり地方税法第 20 条の 2 の規定によって公告します。

なお、下記の書類は、幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構において保管し、いつでも本人に交付します。

記

送達すべき者	住（居）所	高知県土佐清水市足摺岬 546 番地 5
	氏 名	株式会社 ホテル海上館
送達する書類の名称 及び通数	徴収関係書類 2 部 (令和 8 年 9 月 7 日付)	
交付場所	幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構 (四万十市中村山手通 19 高知県幡多総合庁舎 3 階)	
摘 要	公示理由：対象者が居所不明のため。(送達すべき場所不明) ※揭示期間満了日：令和 8 年 9 月 16 日	